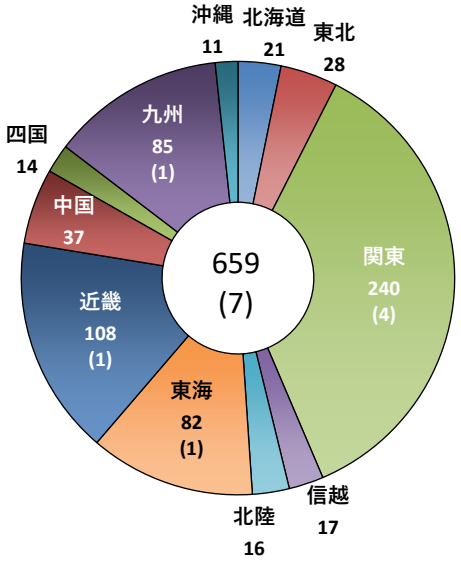
参考

特定信書便事業への参入状況　【令和８年 11 月 26 日現在】

（ ）内は、今回許可した事業者数の再掲

[本社所在地別・参入事業者数]

特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、関東が 240 者で最も多く、近畿が 108 者、九州が 85 者で続いています。



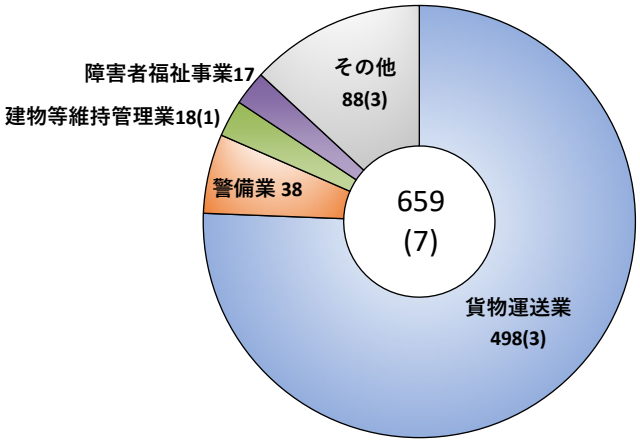
[役務種類別・参入事業者数]

特定信書便事業の役務種類別に見ると、１号役務が 598 者で最も多く、次いで３号役務が 323 者、２号役務が 93 者の順になっています（複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません）。

役務種類	事業者数
１号役務：長さ・幅・厚さの合計 73cm 超、又は重量４kg 超の信書便物を送達するもの	598（６）
２号役務：信書便物が差し出された時から３時間以内に当該信書便物を送達するもの	93
３号役務：料金の額が総務省令で定める額（国内は 800 円）を超えるもの	323（４）

[主たる業種別・参入事業者数]

特定信書便事業者が営む主たる業種別に見ると、貨物運送業が 498 者で最も多く、警備業が 38 者、建物等維持管理業が 18 者、障害者福祉事業が 17 者で続いています。



※貨物運送業以外を主たる業種としている事業者についても、基本的には主たる業種の他に貨物運送業を営んでいます。